

下丸子駅周辺地区グランドデザイン策定に向けたまちづくり検討会設置要綱

(令和 5 年 12 月 4 日付 5 鉄鉄発第 10641 号鉄道・都市づくり部長決定)

(設置)

第 1 条 下丸子駅周辺地区まちづくり構想に掲げる下丸子駅周辺地区のまちづくりコンセプト及び目指すまちの姿の実現に向け、より具体的な取組を検討する下丸子駅周辺地区グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）の策定に関し、広く区民の意見を聞くため、下丸子駅周辺地区グランドデザイン策定に向けたまちづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) グランドデザインに関すること。
- (2) その他、下丸子駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる分野から、区長が委嘱する委員 50 人以内で構成する。

- (1) UDC（アーバンデザインセンター）
 - (2) 地域
 - (3) 商業
 - (4) 教育
 - (5) 産業
 - (6) 事業者
 - (7) 区民活動団体
 - (8) 公募
 - (9) その他、区長が必要と認めるもの
- 2 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から、当該委嘱した日の属する年の翌々年度末までとする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会は、会長又は委員が必要と判断した場合に随時開催する。

2 検討会は、必要がある場合は検討事項に関係する委員のみで会議を開催することができる。

3 前項で開催した会議の検討結果については、検討会に報告するものとする。

4 検討会は、必要がある場合は、委員でない者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(2) 議案に個人情報が含まれている場合

(3) その他、会議の進行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、検討会に関係したものは秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 検討会及び第5条第2項で開催した会議の事務局を鉄道・都市づくり課に置く。

2 会議の運営は、事務局が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、鉄道・都市づくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

分野	団体名称等
UDC (アーバンデザインセンター)	(一社) おおたクリエイティブタウンセンター
地域	区内自治会・町会等
商業	区内商業関係団体 (商店街・商店会)
教育	区内小・中学校 PTA
産業	工和会共同組合
事業者	区内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人
区民活動団体	子育て・スポーツ等、区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、区内で活動する者
公募	区内に在住、在勤、在学する満18歳以上の者
その他、区長が必要と認めるもの	